

こんなことで しょう 障がいのある人 ひと をサポートしましょう!

三例① お店で

視覚障がいのある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。



三例④ 駅で

車いすを利用している人が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅の駅員などが手助けをする。



三例⑤ 空港で

車いすを利用している人など歩行が困難な人の場合は、ほかの乗客よりも優先的に搭乗の案内をする。



三例② 受付で

聴覚障がいのある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話など音声とは違う方法でコミュニケーションをとる。



三例③ 出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなど出入り口の段差をなくす工夫をする。



三例⑥ 役所で

知的障がいがある人から申し出があったときなどは、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。

ここまでの説明でわからないことはありませんか?



みなさんも協力しましょう!

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで課せられる義務ではありませんが、豊かな共生社会を実現するために、みんなが助け合うことは大切なことです。

① こんなことで協力しましょう

電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。



② こんなことで協力しましょう

車いすを利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりにって手渡す。



③ こんなことで協力しましょう

障がいのある人に対する優遇措置（そうした措置で事実上の平等になる）に不平等感を抱かない。

